

11月13日決算委員会から

公社住宅の活用と住宅セーフティネット《建設部関係》

【高木ひろし委員】

決算に関する報告書286ページ、公共住宅事業費のうち、愛知県住宅供給公社賃貸住宅建設資金利子補給補助金に関連して、愛知県住宅供給公社が管理する賃貸住宅及び店舗の空き状況について伺う。

【県営住宅管理室主幹（県営住宅）】

本年10月1日現在、愛知県住宅供給公社が管理する賃貸住宅は4,518戸、店舗は84店舗である。そのうち、空き家戸数は1,394戸、空き店舗数は25店舗であり、空き家率は約3割となっている。

【高木ひろし委員】

空き家率が約3割では、愛知県住宅供給公社の経営状況が心配になる。本年9月議会で法人の経営状況に関する報告があったが、公社の経営状況はどのような状況か。

【県営住宅管理室主幹（県営住宅）】

昨年度決算では、土地建物等の資産が約386億円、借入金等の負債が361億円であり、資本剰余金は25億円である。昨年1年間の損益は、賃貸住宅事業の特別損失の影響で6億6,000万円の赤字となっているが、事業収益が32億円、事業原価や一般管理費などを差し引いた経常利益は1億7,000万円の黒字となっている。

【高木ひろし委員】

本年9月議会で配布された決算書を見ると、8億2,400万余円の特別損失が計上されている。単年度の特別損失としては大きな額だと思うが、どのような内容か。

【県営住宅管理室主幹（県営住宅）】

愛知県住宅供給公社の会計基準により、資産を減損処理したものである。8億2,400万円の特別損失は、田原市にある賃貸住宅が2期連続で損失を出しており、損失資産を前倒して償却を行ったものである。

【高木ひろし委員】

この時期に、一度に多額の損失を計上する必要があったのか。

【県営住宅管理室主幹（県営住宅）】

愛知県住宅供給公社会計制度の中で、減損の取扱いを決めることとなっている。愛知県住宅供給公社会計制度に基づくと、2期連続で損失が出た場合、すぐではないが、該当住宅の状況を勘案して減損処理を行っている。

【高木ひろし委員】

建てられてから50年以上たった住宅がほとんどで、管理戸数が約4,500戸、そのうち3割が空き家というのは由々しき問題である。名古屋市北区には、住宅・店舗併存型で約240戸、賃貸住宅として約240戸、合わせて約480戸の大型の公社賃貸住宅がある。この建物で、空き住宅を70戸まとめて借り上げてサービス付き高齢者向け住宅として活用している事業者がいる。また、サービス提供のために空き店舗を利用し、高齢者向けサービスを行うための店舗や、資源カフェ、集会所、高齢者向け相談所など複数の目的を持ったスペースの利用が行われている。これは公社住宅としては初めてのケースだと聞いているが、このようなケースは今後展開する可能性が高いのではないかと評価している。サービス付き高齢者向け住宅とコミュニティースペースとしての店舗の活用は、どのような契約で事業を開始したのか。

【県営住宅管理室主幹（県営住宅）】

愛知県住宅供給公社がサービス付き高齢者向け住宅の事業者を募集して、契約を締結した。契約内容は、住宅及びサービス拠点となる施設について20年間の定期建物賃貸借契約を締結した上で、入居者の居住の安定を図るとともに、住宅内の大型店舗にカフェレストラン、資源回収リサイクルステーション、ショップなどが運営されており、入居者の利便性の向上を図っていると聞いている。

【高木ひろし委員】

愛知県住宅供給公社が管理する住宅には、まだ1,394戸の空き家がある。公社住宅は県営住宅に比べ、まとめて貸すなど経営形態に自由度があると思うが、今後、県としてどのように指導していくつもりか。

【県営住宅管理室主幹（県営住宅）】

公社賃貸住宅の空き家は、愛知県住宅供給公社自身だけではなく、宅地建物取引業者等との連携による空き家解消、リノベーションなど住宅内部の設備更新等による入居者の確保を進めていると聞いており、見守っている状況である。

【高木ひろし委員】

昨年10月には、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）が改正されたが、住宅セーフティネット制度について、県はどのように認識し、取り組んでいくのか伺う。

【住宅計画課主幹（管理・民間住宅）】

自力では住まいを確保することが難しい高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居を促進していくため、住宅セーフティネット法の改正により、入居を拒まない民間住宅の登録制度が創設された。この登録制度は、床面積や耐震性等の一定の基準を満たす住宅を住宅の所有者等が県に登録するものであり、登録情報は専用のホームページで見ることができる。住宅確保要配慮者と入居を拒まない住宅のマッチングの機会を提供することで、ニーズにあった住まいを確保しやすくする制度となっている。

住宅確保要配慮者とのマッチングの機会や住宅を選ぶ際の選択肢を増やすためには、数多くの住宅を登録してもらうことが大変重要と考えている。このため、登録を進める取組として、本年10月から住宅登録事務手数料を廃止することで、住宅の所有者等の負担の軽減を図っている。さらに、登録を促進していくためには、まずは住宅の所有者や不動産取引関係者に制度を知ってもらうことが必要であるため、本年度は、住宅の所有者等で構成する団体や不動産事業者等の団体の講習会等で、登録制度の説明や登録を促すちらしの配布を行うなど、普及啓発に努めている。

住宅登録制度のほかにも、都道府県が入居の支援等を行う居住支援法人を指定することができるため、本県では現在までにNPO法人など13団体を指定し、それぞれの団体で、入居時のマッチングの相談等の支援に取り組んでもらっている。

これらの取組により、新たな住宅セーフティネット制度をしっかりと機能させ、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保に努めていきたい。

【高木ひろし委員】

非常に重要な法律であるので、県としても更に強力な取組を求める。

免震オイルダンパーのデータ偽造問題（建築指導課）

次に、決算に関する報告書282ページ、建築基準指導費に関連して、本年10月にKYB株式会社が免震・制振オイルダンパーのデータを改ざんしていた問題が発覚した。県は建築基準法に

基づいて指導・監督する立場にあるが、県内で公共・民間を含め当該オイルダンパーはどのくらい設置されているか。

【建築指導課主幹（指導・開発）】

本年11月9日時点で、本県内のものが93件、本県が特定行政庁となるものが40件ある。

本県の県有施設は、愛知県本庁舎、愛知県警察本部庁舎本館、あいち小児保健医療総合センターの3棟で使用されていることが判明している。本県が特定行政庁となる40棟は、建築基準法に基づいて、各物件の大臣認定の適合状況の報告を求めている。

【高木ひろし委員】

大地震発生時には対策本部が置かれる愛知県本庁舎の強度に問題があるのは、大変な問題である。愛知県本庁舎、愛知県警察本部庁舎本館、あいち小児保健医療総合センターの3棟について、KYB株式会社に対してどのような措置を求めているのか。

【建築指導課主幹（指導・開発）】

愛知県本庁舎は、問題のオイルダンパーが14基使われており、14基全てでデータの手換えが行われており、うち1基が不適合であった。愛知県警察本部庁舎本館では14基使われており、14基全てが適合しているかどうか不明である。あいち小児保健医療総合センターは、6基使われているが、まだKYB株式会社からの報告がない状況である。今後、不適合又は適合しているか不明なものは、取替えを要求していく。

【高木ひろし委員】

適合しているのか不明なものも、不適合なものと同様に取替えを求めるということか。

【建築指導課主幹（指導・開発）】

そのとおりである。

【高木ひろし委員】

すぐ取り替えるのは難しいと思うが、できるだけ速やかな取替えを求めている。

「あいち公共交通ビジョン」の具体化《振興部関係》

【高木ひろし委員】

決算に関する報告書18ページ、あいち公共交通ビジョン推進費について、主な取組とその内容を伺う。

【交通対策課主幹（地域公共交通）】

あいち公共交通ビジョンは、今後の人口減少や少子高齢化の進展、東京オリンピック・パラリンピックの開催やリニア中央新幹線の開業などを見据え、鉄道、バス、タクシー等が相互に連携し、効率的で利便性の高い総合的な公共交通ネットワークの構築を目指して、本県の望ましい公共交通体系の姿を示し、国、県、市町村、交通事業者等の連携した取組を促進するため策定した。

昨年度は、県内2か所で、市町村圏域を越えた公共交通に係る広域的な連携組織に県も参画し、取組の具体化を進めた。一つは、名古屋東部の丘陵地域である豊明市・日進市・長久手市・みよし市・東郷町の5市町の尾三地区広域公共交通推進協議会と県で合同会議を開催した。もう一つは、新城市・設楽町の2市町で田口新城線活性化検討会を立ち上げ、県が事務局となって検討を進めた。

そのほか、地域公共交通における広域連携又は先導的な取組を対象に、地域公共交通活性化推進事業費補助金を交付した。具体的には、尾三地区広域公共交通推進協議会が行った、同地区に広域公共交通網を形成する上で必要な基礎的な調査や、刈谷市が行った、同市に関わる公共交通における市民及びバス利用者の広域的な移動ニーズの調査分析などに対して補助を行っ

た。

【高木ひろし委員】

本県は自家用車に対する依存度が非常に高く、公共交通の利用が低いという分担率が出ており、特に高齢者の自家用車を利用した移動は10年間で倍になっている。これを代替するものとして、事業者による路線バスや自治体のコミュニティバスが相互に補完しながら、県内の過疎地域の交通を補うことが県の役割と考える。補助金の額にも限度があると思うが、関係事業者をうまく取り持つてほしい。

特に、コミュニティバスは自治体の区域内しか運行できないという制約がある。自治体をまたぐバス路線は、自治体の協力を得てできることであり、効果的なため、県が促進する重要な点である。自治体間をまたぐバス路線に対する補助制度について、具体的に教えてほしい。

【交通対策課主幹（地域公共交通）】

コミュニティバスに対しては、山間地域バス運行対策費補助金及び一般地域バス運行対策費補助金により補助している。県としては、市町村をまたぐ地域間幹線系統のバス路線に対し、広域的な立場から補助している。

【高木ひろし委員】

一層の取組を要望する。

関西国際空港の台風被害の教訓（航空対策課）

次に、決算に関する報告書21ページ、中部国際空港対策事業費に関連して伺う。

本年は、台風により、関西国際空港で大きな被害が出た。関西国際空港では大規模な停電や連絡橋の破損などにより、数千人もの人が島内に滞留する事態も生じた。

中部国際空港も海上空港という共通点を有しているが、中部国際空港では関西国際空港で起きたような事態に対する備えをどのように考えているのか。

【航空対策課主幹（企画）】

中部国際空港では、護岸を越えた水が建物内に浸入しないような対策等を取っているが、国検証している関西国際空港の被害内容を踏まえ、中部国際空港株式会社を中心に、必要な対策を講じていくことになると思われる。

【高木ひろし委員】

当地域は幸いにも本年は台風の直撃を免れたが、伊勢湾にも関西国際空港を襲った規模以上の台風が来ることが想定される。今回の事態を今後の対策に活かしてほしい。

名古屋城天守閣整備への対応は慎重に（観光振興課）

次に、決算に関する報告書29ページ、名古屋城本丸御殿整備費補助金について、昨年度1億5,742万2,000円を支出しているが、本丸御殿全体に対する補助額は幾らか。

【観光振興課主幹】

整備事業は10年かけて行われ、本年6月に全面公開されたが、約150億円の事業費であった。県はそのうち、装飾等を除く本体工事に係る事業費の10分の1を補助することとなっており、10年間で約9億6,000万円の補助を行った。

【高木ひろし委員】

名古屋市は、本丸御殿の完成に続いて、木造天守閣の整備も始めようとしている。名古屋市は昨年度及び本年度で90億円に近い予算を可決しており、総予算額は500億円とも600億円ともいわれているが、この事業に対して本丸御殿と同様に助成する考えはあるのか。

【観光振興課主幹】

現在の名古屋市の再建計画では、入場料収入等で事業費をまかなうこととなっており、収支の中に県の補助金は見込まれていない。また、名古屋市は現時点では税金の投入を想定しておらず、県としても補助の実施は考えていない。しかし、名古屋市の担当者からは、国・県に補助金を要望したいとの話もある。名古屋市の計画を注視しながら、今後の推移を見守っていきたい。

【高木ひろし委員】

この問題は、名古屋市民の中でも大きな意見の相違がある。本丸御殿復元の時に民間主導の運動が先行した状況とは大きく違うものであり、慎重に推移を見守ってほしい。名古屋市は税金を投入しない再建構想を考えているため、名古屋市から要請があったとしても慎重に対応すべきと考える。